

令和8年茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

日時：令和8年1月27日（火）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

(議決事項)

議案第1号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第4号 茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示の制定について

議案第6号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 茂原市学校再編第二次実施計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」の取組継続について

(報告事項)

報告1 南中学校・早野中学校統合準備委員会の協議状況について

4 閉会宣言

(会議結果)

議案第1号から議案第7号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和8年1月定例会

- 1 期日 令和8年1月27日(火)
開会 15時00分
閉会 15時45分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員
教育長 富田 浩明
教育長職務代理者 高仲 輝夫
委員 安藤 明子
委員 竹田 幸則
委員 杉木 範行
- 4 出席職員
教育部長 佐久間 尉介
教育部次長(教育総務課長) 新木 和敏
学校教育課長 佐藤 千秋
学校教育課主幹 梶原 大
学校教育課主幹 鷗澤 徹
生涯学習課長 岩瀬 敏之
スポーツ振興課長 石井 直美
美術館・郷土資料館長 鈴木 美恵子
東部台文化会館長 田中 克人
教育総務課総務課長補佐 江川 卓也
教育総務課学校再編推進室長 山田 晃義
教育総務課総務係長 小川 貴史
- 5 署名人の指名
委員 安藤 明子
委員 杉木 範行
- 6 傍聴人 0名

- 教育長 : ただいまから、令和8年茂原市教育委員会会議1月定例会を開会します。
本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「杉木委員」を指名いたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案7件、報告1件となっております。
それでは、はじめに、議案第1号「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 生涯学習課長 : (「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明)
- 教育長 : 議案第1号について、質疑をお願いいたします。
(質疑なし)
- 教育長 : なければ、議案第1号について採決に入ります。

- 議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。それでは次に、議案第2号「茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について」説明をお願いします。
- 生涯学習課長 : (「茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について」説明)
- 教育長 : 議案第2号について、質疑をお願いいたします。
- 委員 : 第4条の協議会の委員の数は、10名以内とし、2校で1つの協議会を設置する場合は15名以内、3校以上で1つの協議会を設置する場合は20名以内とありますが、これは、中学校単位で、小学校と中学校を合わせてということでしょうか。
- 生涯学習課長 : 今後、中学校単位で学校運営協議会を設置したいという話が出てきた場合に、それを可能にする条文になっております。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 委員に任命される方は、一般的に保護者や地域の方になってくると思いますが、違う地域に住んでいるけれども、その地域で働いていて学校と関係がある方も委員になることは可能なのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 特段制限を設けておりませんので、委員になることは可能でございます。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 第8条に、「対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する」とありますが、学校運営協議会には人事権があるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 人事権はございませんが、学校の運営方針から希望する先生を、学校運営協議会から教育委員会に対し、意見を述べるすることができます。
- 委員 : 第13条の研修については、どのくらいの頻度で行われるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 頻度は設けておりませんが、できる限り、要望に応じてやっていきたいと考えております。
- 委員 : 第7条の会議については、年に何回程度行われるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 他市の状況を見ますと、年3回程度のところが多いようです。茂原市におきましても、学校運営方針の承認、学校の抱えている課題の協議、学校運営の評価等の3回程度を想定しております。
- 委員 : 各学校が回数を決めるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : おっしゃるとおりです。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 規則は4月1日から施行されますが、各学校で委員の確保はできているのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 委員に関しましては、すでに選考し、2月末までに報告していただくことになっております。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 会議は、土日や、平日の夜間に開催するのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 学校運営協議会制度につきましては、前制度である学校評議員制度では平日開催だったことや、教員の働き方改革を踏まえ、できる限り平日の日中に開催したいと考えております。
- 委員 : 仕事をしている方だと平日に参加することは難しいという感じがしました。
- 教育長 : 子供たちの教育活動を直に見てもらわないことには、評価のしようがないので、やりくりをして、例えば、土曜日に開催することも可能なのでしょうか。
- 学校教育課長 : 他の地域では、子供たちの様子を見ていただいたうえで、今回は違う時間帯に会議を開催するというのもありましたので、可能であると考えております。
- 委員 : 学校運営協議会については、研修会等でもいろいろと話を聞く機会があり、コーディネーターが委員を集めたり、情報伝達をしている市町村もあるとのことですが、茂原市ではコーディネーターは置かないのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 現時点ではコーディネーターを置く予定はございませんが、委員の中から、コーディネーターの役割を担う地域住民の方等が出てくることを期待しております。

- す。
- 教育長 : 第6条の会長及び副会長がコーディネーターの役割を担うと考えています。
- 委員 : 学校運営協議会では、委員に一定の決定権があるので、進め方によっては学校運営が難しくなる可能性があると思います。
- 校長先生は、地域で行うことと学校で行うことを整理し、学校本来の役割である教育課程の実施が損なわれないよう、学校運営についてしっかりと考えていただきたいと思います。
- また、地域と学校の双方を大事にしながら、子供たちにとって何が最善かを見据えて取り組んでいただきたいと思います。
- 教育長 : 他にありますか。
- なければ、議案第2号について採決に入ります。
- 議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- それでは次に、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。
- 生涯学習課長 : 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明)
- 教育長 : 議案第3号について、質疑をお願いいたします。
- (質疑なし)
- 教育長 : なければ、議案第3号について採決に入ります。
- 議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- それでは次に、議案第4号「茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第5号「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示の制定について」については、同様の改正理由となりますので、一括して説明をお願いします。
- 学校教育課長 : 「茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」、「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示の制定について」説明)
- 教育長 : 議案第4号及び議案第5号について、質疑をお願いいたします。
- (質疑なし)
- 教育長 : なければ、議案第4号及び議案第5号について採決に入ります。
- 議案第4号及び議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第4号及び議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- それでは次に、議案第6号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明)
- (教育総務課長)
- 教育長 : 議案第6号について、質疑をお願いいたします。
- (質疑なし)
- 教育長 : なければ、議案第6号について採決に入ります。
- 議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

- それでは次に、議案第7号「茂原市学校再編第二次実施計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」の取組継続について」説明をお願いします。
- 教育部次長
(教育総務課長) : 「茂原市学校再編第二次実施計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」の取組継続について」説明)
- 教育長 : 議案第7号について、質疑をお願いいたします。
- 委員 : 豊岡小学校と本納小学校の子供たちは、交流することが多いですが、豊岡小学校の子供たちは、どのような考えを持っているのでしょうか。
- 学校再編室長 : 小中一貫教育に基づいた、本納中学校区での活動は行っておりますので、交流はありますが、具体的な子供たちの意見までは把握しておりません。
- 教育長 : 中学校の行事を一緒にやることはありますか。
- 学校教育課長 : 本納中学校の運動会や合唱等の行事については案内を出しており、参加することもあります。
- 委員 : また、中学校と小学校の教員が兼務しており、授業を教えに行くこともありますので、同じことをやっているという意識は、子供たちは持ってくれていると思います。
- 委員 : 子供たちにとっては、一緒になった方が楽しいことがたくさん経験できると思いますので、子供たちが一緒になっても良いと思えるような取組をしていただきたいと思います。
- 教育長 : 教育委員会としましても、合同でできる機会を把握し、提案していきたいと思えます。
- 学校教育課長 : 南中学校と早野中学校の統合では、両校の生徒たちが計画的に同じ行事を実施してきましたので、豊岡小学校と本納小学校におきましても、機会があれば、合同での取組を提案していきたいと思えます。
- 教育長 : それでは、議案第7号について採決に入ります。
- 委員 : 議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- それでは次に、報告事項1「南中学校・早野中学校統合準備委員会の協議状況について」説明をお願いします。
- 教育部次長
(教育総務課長) : 「南中学校・早野中学校統合準備委員会の協議状況について」説明)
- 教育長 : 報告1について、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 委員 : 南中学校の校歌や校章は変わらないので、開校式は行わないということでしょうか。
- 学校再編室長 : おっしゃるとおりです。
- 委員 : 早野中学校の生徒は不安かもしれないですが、新しい制服とジャージで新入生も入学してくるので、気持ちが新しく明るい方向に向かうことを期待しています。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 新入生の制服やジャージは統一ですが、2, 3年生は、それぞれの中学校のままなのではないでしょうか。
- 学校再編室長 : おっしゃるとおりです。
- 教育長 : 統合によって、新たな出費が出ないようにという配慮が含まれております。
- 委員 : 他にありますか。
- 委員 : 地域のつながりが強い五郷地域の人々が統合に賛成し、新しいスタートを切ることに期待しています。
- 教育長 : 以上で、令和8年教育委員会会議1月定例会を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月24日

教育長 富田 浩明

署名委員 安藤 明子

署名委員 杉木 範行